

## 特記仕様書（業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。  <input type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 別添資料参照 ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 別添資料参照 ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 総合技術監理 部門 上下水道-下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
管理技術者の その他要件	<input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和4年1月

## 特記仕様書（業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	<input type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 業務全般 ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道 部門 下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない ） <input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない ） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
照査の実施	<input type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 担当技術者（上水道担当）の要件	担当技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道 部門 上水道及び工業用水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input type="checkbox"/> 上水道及び工業用水道 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない ） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
担当技術者のその他要件	<input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 下水道担当技術者との兼務は出来ない。 ）
ク 担当技術者（下水道担当）の要件	担当技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道 部門 下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 下水道 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない ） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
管理技術者のその他要件	<input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ 上水道担当技術者との兼務は出来ない。 ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和4年1月

## 特記仕様書（業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 6 回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
コ 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 本業務に係る現行の委託仕様書等 ）
サ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
シ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和4年1月

令和3～5年度

上下水道事業における包括的民間委託導入に  
係る支援業務委託

特記仕様書

令和4年 1月

伊賀市上下水道部

## 1. 業務目的

本業務は、包括的民間委託方式で上下水道事業等の維持管理業務を遂行するために、導入可否の検討、入札説明書等の作成、民間事業者の選定、審査委員会の運営、契約協議等の資料の作成に関する業務支援を実施することを目的とする。

## 2. 業務名称

令和3～5年度 上下水道事業における包括的民間委託導入に係る支援業務委託

## 3. 業務期間

契約の日から令和6年3月31日まで

## 4. 業務内容

上下水道事業等の包括的民間委託事業の実施にあたり、以下の項目について業務の支援を行う。なお、包括的民間委託事業の事業者選定に関する概ねのスケジュールは、下記のとおりである。

令和5年5月下旬 入札公告

令和5年12月上旬 事業契約締結

令和6年4月1日 事業開始

(事業の引継期間を最大限確保するよう努める。)

### (1) 基本条件の整理

本事業の実施にあたり、以下の項目の整理、検討を行う。

#### ①維持管理業務の現状把握及び情報整理

既存の維持管理業務の仕様書・契約書の収集を行い現状を把握する。また、担当者へのヒアリング等を通して、本市職員が実施している維持管理業務の情報収集を行い、維持管理業務に関する情報の整理を行う。

なお、本事業により検討する業務を参考資料に示す。

#### ②関係法制度等の整理

本事業の実施にあたり、制約を受けると思われる法制度等の課題を整理し、解決方策について取りまとめる。

### (2) 民間事業者に対する包括的民間委託事業説明会の開催・運営に係る支援

民間活力を導入した事業の実施にあたり、事業概要で規定すべき項目について取りまとめ、事業概要の作成・公表及び説明会の開催・運営の支援を行う。

#### ①事業スキーム等の検討・整理

事業概要の策定にあたり、検討・整理を行う項目を以下に示す。

・事業範囲

- ・事業実施スケジュール
- ・サービス対価の支払い方法等
- ・事業終了時の措置
- ・民間事業者の募集及び選定方法（民間事業者の選定方式の検討、実施方針公表から契約締結までのスケジュール検討等）
- ・業務監視及び要求水準未達時のサービス対価の減額に係る措置等
- ・官民のリスク分担及び責任分担（詳細に検討を行う）
- ・地震、水害等の災害発生時の対策

②事業概要、その他公表資料の内容検討及び作成

事業概要に記載すべき事項を以下に示す。

- ・民間事業者の募集及び選定基準に関する事項
- ・民間事業者の責任の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ・事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ・税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- ・法制上の措置に関する事項
- ・その他の事業の実施に関し必要な事項

③事業説明会の開催・運営に関する支援

包括的民間委託事業の実施に先立ち、民間事業者へ本事業を周知するための事業説明会を開催する。事業説明会の運営が円滑に進むよう、以下に示した事項を含む支援を行う。

- ・事業説明会の開催：3回
- ・事業説明会の資料(案)の作成

④事業概要に対する質問回答の対応

民間事業者からの質問・意見等を取りまとめ、その内容について検討し、回答書（案）を作成する。また、必要に応じて事業概要の修正を行う。

(3) 本事業の事業費及び導入効果算定

①民間事業者の意向把握調査

本事業に関する民間事業者のアンケート等による意向把握を行う。

②事業効果の算定

事業手法毎（公設公営方式、包括委託方式等）の事業費を算定するとともに、事業効果の算定を行う。なお、事業費の算定にあたっては、本事業の債務負担行為の設定（議会開催の時期）に支障のないように配慮すること。

また上下水道事業の包括的民間委託事業実施によるメリットとデメリットを抽出し、効率的な事業内容か検証を行う。

- ・低廉かつ良質な公共サービスの提供
- ・民間の事業機会創出による経済の活性化

- ・上下水道事業に係るサービス水準・水質の向上
- ・提案余地と市の方針・移行等とのバランスのとれた要求水準の検討
- ・適切な予定価格及び対価価格の仕組みの検討

(4) 民間事業者の募集及び選定等に係る支援

民間事業者の募集及び選定に係る準備として、入札手続きに必要な書類の作成及び公表等の支援を行う。

①入札手続きに係る書類作成

入札手続きの実施にあたり、必要となる書類を以下に示す。

- ・入札説明書（公募型プロポーザルの場合は募集要項）  
事業概要説明、事業実施の前提条件、民間事業者の募集、選定方法及び契約に関する事項等重要な事項を作成する。
- ・開示情報の整理  
民間事業者が本事業への参画を判断するために必要となる情報を選定・抽出し、開示情報として整理する。
- ・要求水準書（案）及び仕様書（案）の作成  
民間事業者が実施すべき維持管理業務において、本事業に求める要求水準書等を作成する。なお、各業務の現行仕様書の有無について下表に示す。  
実施検討を行った結果、業務内容が性能発注方式により難しい場合は、監督員との協議により仕様発注方式に基づく委託仕様書を作成する。  
また、包括的民間委託契約の対象外であるが、農業集落排水施設の維持管理に係る要求水準書についても作成する。

各業務の現行仕様書の有無

業務名	各業務の現行仕様書の有無
上下水道料金関連業務	現行仕様書は、上水道事業に対する事項であり、本仕様書を活用可能。 下水道事業の現行仕様書は無い。
下水道施設 運転管理業務	現行仕様書は、一定金額以下の修繕工事を民間委託の費用に含めた仕様発注方式であり、本仕様書を活用可能。
下水道排水設備受付 窓口業務	現行は伊賀市直営で業務を行っている為、現行仕様書は無い。

浄水場運転監視操作業務	現行仕様書は、仕様書発注方式であり、本仕様書を活用可能。
上水道に係る申請受付業務等	現行は伊賀市直営で業務を行っている為、現行仕様書は無い。
漏水時の初動確認業務等（上水道）	現行は伊賀市直営で業務を行っている為、現行仕様書は無い。

- ・落札者決定基準（公募型プロポーザルの場合は優先交渉権者決定基準）  
入札において民間事業者に提出を求める民間事業者募集書類及び落札者決定に係る基準（評価項目、採点基準、配点方法等）を作成する。
- ・モニタリング基本計画  
本事業で実施するモニタリングに関して、基本的な考え方を示すモニタリング基本計画を作成する。
- ・各種様式集  
民間事業者の提案内容等を記載する各種様式を作成する。
- ・事業契約書（案）  
契約当事者双方の権利義務、リスク分担、事業継続困難時の措置等の規定を作成するとともに、契約交渉の補助を行う。
- ・その他書類作成  
その他必要であれば基本協定書（案）などを作成する。

②入札説明書等の説明会の開催・運営の対応

入札説明書の公表後、民間事業者を対象とした説明会を開催する予定であり、その説明会の開催運営と資料作成等を行う。

③入札書類等に対する質問回答の対応

民間事業者からの質問・意見等を取りまとめ、その内容について検討し、回答書（案）を作成する。また、必要に応じて入札説明書等の修正を行う。

(5) 審査委員会の開催・運営に関する支援

民間事業者の選定にあたり、審査委員会を設置し、事業内容及び応募者より提出された書類等に対する意見等の聴取や民間事業者の選定のための評価の支援を行う。審査委員会の運営が円滑に進むよう、以下に示した事項を含む支援を行う。

なお、審査委員会の開催会場は本市が決定するものとし、また会場賃借料や各委員への報酬及び旅費は本市が負担するものとする。

① 審査委員会の開催

【審査委員会の概要】（案）

審査委員会名称：プロポーザル審査委員会

審査委員構成：委員長を含む5名以上

開催回数：5回程度（内容等詳細は別途協議する。）

②審査委員会の運営対応

審査委員会の運営が円滑に進むよう、審査委員会委員への事前説明及び審査会への参加。

③審査委員会の資料（案）の作成・整理

審査委員会において必要となる資料（案）を作成する。

④審査講評（案）の作成

審査の結果を基に、各応募者の配点及び審査の講評（案）等を作成する。

(6) 契約等締結に係る支援

民間事業者との基本協定及び契約に係る交渉並びに基本協定書、事業契約書の締結に係る支援を行う。

(7) その他

① 事業効果の算定にあたっては、監査・金融系企業への再委託を認めるものとする。また、契約書類の作成及び締結に係る支援については、弁護士への再委託を認めるものとする。

② 業務の詳細について、逐次本市監督員及び関係部署と協議し、委託の趣旨に沿って遺漏のないようにする。

③ 受注者は、業務上知り得た情報・秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

④ 業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

⑤ 本市監督員及び関係部署との協議内容について、情報共有を図ること。

(8) 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1) モニタリング基本計画書   | 5部（電子データ含む）  |
| (2) 事業効果検討書       | 5部（電子データ含む）  |
| (3) 契約締結までの一連の書類  | 2部（電子データ含む）  |
| (4) 打合せ議事録        | 一式（電子データ含む）  |
| (5) その他監督員の指示する書類 | 一式（参考資料等を含む） |

令和3～5年度 上下水道事業における包括的民間委託導入に係る支援検討業務内容一覧

参考資料

項目	内容	備考
上下水道料金関連業務	・伊賀市上下水道お客様センターの設置（ゆめが丘浄水場内に設置）	
	・受付窓口業務（上下水道） ・開閉栓業務（上水道）	
	・メーター検針業務（上下水道） ・滞納整理業務（上下水道）	※1
	・料金請求・収納・料金更正業務（上下水道）	
	・メーター情報管理業務（上下水道）	
	・給水停止業務（上水道） ・電算処理業務（上下水道）	
	・無届転居及び不正使用の対応（上下水道）	
	・公共マス接続有無の現地確認（下水道）	
	・統計資料の作成業務（上下水道）	
下水道施設 運転管理業務 ・新都市処理区 ・柘植処理区 ・西部処理区 ・河合処理区 ・希望ヶ丘処理区 ・島ヶ原処理区 ・壬生野東部処理区	・水処理運転管理、汚泥処理運転管理、小修繕、薬品調達、機器及び建築物の保守管理、施設清掃、樹木剪定及び草刈り、緊急対応、見学会案内等	中継ポンプ場、マンホールポンプ場含む
	・包括的民間委託レベル2.5相当（光熱水費と汚泥処分含まない）	※2
	・閉庁時間における電話対応業務（下水道課への取次含む）	
	・緊急時の対応、報告 (休日・夜間においても概ね1時間以内に対応)	
	・管路施設及び公共樹の緊急時の現場初期対応（概ね1時間以内に現場確認）	修繕作業は含まない
下水道排水設備受付窓口業務 (受付：ゆめが丘浄水場内に設置)	・排水設備受付、許可、検査事務（変更届等を含む）	
	・埋設物調査等	

※1 地下水を使用している利用者を対象に下水道使用量を算定する作業を含む

※2 一定金額以下の修繕工事を民間委託の費用に含めた性能発注方式

※3 事業期間における量水器取替計画は、本市にて策定済み

令和3～5年度 上下水道事業における包括的民間委託導入に係る支援検討業務内容一覧

項目	内容	備考
浄水場運転監視操作業務 (ゆめが丘浄水場を含む131施設の管理)	・運転監視操作、保全管理、小規模修繕補修 (委託時間帯：ゆめが丘浄水場は常駐、その他は閉庁時間帯)	定められた水質管理目標値に沿って施設の運転監視操作を行う。
	・薬品調達(ゆめが丘浄水場、小田浄水場分)	在庫確認、発注、受入れ作業
	・汚泥処理(天日乾燥作業)(ゆめが丘浄水場)	計画的な汚泥の打ち込み、天日乾燥作業
	・閉庁時間における電話対応業務	
	・緊急時の初期対応、応援業務	
	(休日・夜間においても概ね1時間以内に施設に参集できる人員体制)	小規模修繕補修、薬品調達、汚泥処理、ゆめが丘浄水場常駐は追加業務
上水道に係る申請受付業務等 (受付：ゆめが丘浄水場内に設置)	・指定給水装置工事事業者に関する申請受付業務(変更届等含む)	
	・専用水道、簡易専用水道の申請受付・技術指導及び立入検査業務	
	・貯水槽水道の申請受付・技術指導及び立入検査業務	
	・埋設物調査及び現場立会業務	
漏水時等の初動確認業務等(上水道)	・夜間、休日における漏水・濁り水・断水等の電話対応及び初動確認業務 (概ね1時間以内に現場対応すること)	修繕作業は含まない
	・漏水確認、水圧測定及び出水不良地区の調査業務 (概ね1時間以内に現場対応すること)	修繕作業は含まない
	・量水器取替業務(量水器支給。取替前の漏水確認)	修繕作業を含む、※3

※1 地下水を使用している利用者を対象に下水道使用量を算定する作業を含む

※2 一定金額以下の修繕工事を民間委託の費用に含めた性能発注方式

※3 事業期間における量水器取替計画は、本市にて策定済み